

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～プレス装置に安全措置を講じなかった疑い～

半田労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和 7 年 9 月 1 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁半田支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

藤井工業株式会社ほか 1 名

（所在地：愛知県名古屋市南区要町 事業内容：自動車部品製造業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第 20 条 1 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 131 条第 2 項（プレス等による危険の防止）

労働安全衛生法第 119 条 1 号（罰則）

労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和 7 年 3 月 4 日、藤井工業株式会社大府工場において、同社の労働者（52 歳）がプレス機械を使用して作業中、安全装置の無い状態の同プレス機械に右手をはさまれた結果、右手関節以遠を切断するという労働災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、作業の性質上、プレス機械に安全囲いを設ける等プレス機械を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界(プレスのスライドが作動する範囲)に入らないような措置を講じることが困難な場合は、労働者の安全を確保するため、両手操作式、光線式等の安全装置を取り付ける等必要な措置を講じなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時に、光線式安全装置が故障したまま作業を行わせ、必要な措置を講じなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

○第 20 条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
(二～三略)

○第 119 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (前略・・・) 第二十条から第二十五条まで、(・・・中略・・・) 第二十五条に違反した者
(二～四略)

○第 122 条 (両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則 (厚生労働省令)

○第 131 条 (プレス等による危険の防止)

第 1 項 略

第 2 項

事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

- 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
- 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあっては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
- 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあっては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。

第 3 項 略